

受理年月日	平成 26 年 9 月 9 日	付託年月日	平成 26 年 9 月 10 日	所管委員会	第 2 委員会
番 号	26 年 請 願 第 21 号				
件 名	軽度外傷性脳損傷に関する労災認定基準の改正等を求める意見書議決について				
請 願 者	小郡市小郡 391-2 九州・軽度外傷性損傷 患者・家族会 代表 山下 いづみ				
紹介議員	渡辺、川辺、楠、篠原、高木、尾花、黒子、山口、中山、熊谷、綿貫、星野、宮本、高田、池田、落石、 富永(周)、高山、荒木				
分割付託	なし				
要 旨	<p>軽度外傷性脳損傷（略称：MTBI）は、交通事故や作業中の高所からの転落・転倒、スポーツ外傷・赤ちゃんの揺さぶられ等により頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う神経線維である「軸索」と呼ばれるケーブルが断裂するなどして発症する病気です。</p> <p>2007年、世界保健機関（WHO）の報告によれば、年間約1千万人の患者が発生していると推測されており、その対策が求められています。</p> <p>WHOの報告から累計患者数を推計すると、日本には過去20年間だけでも数十万人の患者がいると考えられていますが、この病気は、MRI等の画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には、経済的に追い込まれるケースも多々あるのが現状です。</p> <p>特に、通学路での交通事故やスポーツ外傷が多発している昨今、子どもたちがMTBIを発症する可能性も高くなっています。</p> <p>さらに、WHOの警告を踏まえ、受傷後の意識障害が軽度でも、重症の外傷性脳損傷を引き起こすことがあるMTBIについて、多くの市民に周知を図っていただきたいと思えます。</p> <p>そこで、下記の事項について、国・政府等関係機関に意見書を提出するようお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 軽度外傷性脳損傷のため働けない場合、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。 2. 労災認定基準の改正に当たっては、不正を防止するため、画像にかわる外傷性脳損傷（MTBI）の判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査を導入すること。 3. 教育機関への啓発・周知を図ること。 				
審 査	平成 年 月 日	結 果	委員会 平成 年 月 日		
年 月 日	平成 年 月 日		本会議 平成 年 月 日		
	平成 年 月 日				

平成26年9月9日

福岡市議会議長

森 英鷹 様

〒838-0141

福岡県小郡市小郡391-2

九州・軽度外傷性損傷 患者・家族会

代表 山下いづみ

電話/FAX

Mail:

請願の趣旨

軽度外傷性脳損傷（略称：MTBI）は、交通事故や作業中の高所からの転落・転倒、スポーツ外傷・赤ちゃんの揺さぶられ等により頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う神経線維である「軸索」と呼ばれるケーブルが断裂する等して発症する病気です。

2007年、世界保健機関（WHO）の報告によれば、年間1千万人の患者が発生していると推測されており、その対策が求められています。

WHOの報告から累計患者数を推計すると、日本には過去20年間だけでも数十万人の患者がいると考えられていますが、この病気は、MRI等の画像検査では異常が見つかりにくい為、労災や自賠責の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には、経済的に追い込まれるケースも多々あるのが現状です。

特に、通学路での交通事故やスポーツ外傷が多発している昨今、子どもたちがMTBIを発症する可能性も高くなっています。

さらに、WHOの警告を踏まえ、受傷後の意識障害が軽度でも、重症の外傷性脳損傷を引き起こす事が有るMTBIについて、多くの市民に周知を図って頂きたいと思います。

そこで、下記の通り、国・政府等関係機関に、意見書を提出して頂きます様請願します。

請願事項

国・政府等関係機関に対し、以下の内容を要請する意見書をする提出する事。

1. 軽度外傷性脳損傷の為、働けない場合、労災の障害（補償）年金が支給が出来る様、労災認定基準を改正すること。
2. 労災認定基準の改正にあたっては、不正を防止するため、画像に代わる外傷性脳損傷（MTBI）の判定方法として、他覚的・体系的な神経学的検査方法を導入すること。
3. 教育機関への啓発・周知を図ること。

以上

軽度外傷性脳損傷 意見書

軽度外傷性脳損傷に係る周知、労災認定基準の改正等を求める意見書

軽度外傷性脳損傷（MTBI）は、交通事故や転落・転倒、スポーツ外傷、乳幼児の揺さぶり等により頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、その結果として、持続する頭痛、意識状態の変化や事故前後の記憶喪失、けいれん発作や手足のしびれ・膀胱障害など多岐にわたる症状が現れ、重症の場合は寝たきりの生活になる患者も少なくは有りません。

この疾病は、磁気共鳴画像（MRI）等による画像診断では異常が見付かりにくいいため、労働者災害補償保険や自動車損害賠償責任保険の補償にならないケースが多く、働くことができない上に補償が十分に受けられない場合には、患者とその家族に深刻な経済的負担を強いることで急務を要します・

2007年 平成19年の世界保健機構（WHO）の報告によれば、MTBIの発生は毎年、人口10万人当たり150人から300人発症しているとされ、我が国においても数十万人のMTBI患者が潜在していると推定され、その対策が急がれるところです。

国においても平成25年6月に、厚生労働省が、高次脳機能障害のうちMRI等の画像所見が認められないMTBIに関する労働者災害補償保険の障害給付請求事案について同省が個別に判断する事とするという通知を一刻も早く個別に出し、この事が、MTBIによる補償の第一歩となると期待されています。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望します。

- 1 業務上の災害又は通勤災害によりMTBIとなり働けない場合、労働者災害補償保険の障害（補償）年金が受給できるよう認定基準の見直しを図る事。
- 2 労災認定基準の見直しに当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像診断に代わる判定方法の導入を図る事。
- 3 MTBIについて、国民への理解を深めるために、教育機関を始め関係機関に周知徹底を図る事。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

26年 9月 5日

議会議長	森	英鷹	殿
衆議院議長	伊吹	文明	殿
参議院議長	山崎	正昭	殿
内閣総理大臣	安倍	晋三	殿
総務大臣	高市	早苗	殿
厚生労働大臣	塩崎	恭久	殿
文部科学省大臣	下村	博文	殿